

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（以下、優良法）

1. 案内情報

- 手続名 : 宅地の造成等の開始の届出
- 手続根拠 : 優良法第八条
- 手続対象者 : 認定事業者（計画の認定を受けた宅地開発事業者）
- 提出時期 : 宅地の造成または公共施設の整備に関する工事を開始しようとするとき
- 提出方法 : 各地方整備局へ提出してください  
（都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会の場合は、国土交通省総合政策局宅地課へ提出してください）
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 宅地の造成又は公共施設の整備の実施に関して必要な都市計画法その他の土地利用に関する法令の規定による許可その他の処分を受けたことを示す書面及び当該処分の内容を明らかにする書面 1部
- 申請書様式 : 任意  
（宅地の造成又は公共施設の整備に関する工事を開始しようとする時期を記載）
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい

. 窓口情報

- 提出先 : 関東地方整備局建政部住宅整備課 048 - 601 - 3151（内線6185）  
中部地方整備局建政部住宅整備課 052 - 211 - 6500（内線6185）  
近畿地方整備局建政部住宅整備課 06 - 6942 - 1141（内線6181）  
国土交通省総合政策局宅地課 03 - 5253 - 8111（内線25236）
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 相談窓口 : 提出先にお問い合わせ下さい

. 手続情報

- 審査基準 : 優良法第四条  
優良法施行規則第五条 他
- 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 不服申立方法 :（行政不服審査法の規定による）